

# 指定管理者制度導入施設の平成27年度の管理状況の評価について

## 1 趣旨

指定管理者制度により、128の公の施設の管理を行わせている61の指定管理者の平成27年度における施設管理状況について、その評価を行い、今後の施設管理に活用するもの。

(注) 県営住宅などについては、ひとつの指定管理者が複数の施設をまとめて管理しているため、指定管理者数は61となっている。

## 2 評価項目及び評価基準

### (1) 個別評価

(評価内容)

- ①サービスの維持・向上や利用促進に向けた取り組みが行われているか
- ②施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか
- ③適切に管理運営・危機管理を行う組織・体制となっているか

(評価基準)

- A (優) 仕様書等に定める水準を大いに上回っており、その結果、優れた実績をあげている
- B (良) 仕様書等に定める水準を上回っている
- C (可) 概ね仕様書等に定める水準どおり実施されている
- D (不可) 仕様書等に定める水準を下回っており、改善を要する部分がある

### (2) 総合評価

個別評価をもとに、以下の基準により総合的に評価。

(評価基準)

- A (優) 優れた管理運営がなされており、かつ、十分な実績をあげている
- B (良) 優れた管理運営がなされている
- C (可) 適正な管理運営がなされている
- D (不可) 改善が必要である

## 3 評価結果

総合評価については、A評価が13者(21.3%)、B評価が43者(70.5%)、C評価が5者(8.2%)、D評価がゼロになったことから、全ての施設において、仕様書等に定める水準が確保されているものと考えられる。

また、個別項目による評価については、サービスの維持・向上や利用促進の項目において、指定管理者により積極的に自主的な取り組みが行われており、AあるいはBといった高い評価となったものが多い。

### 評価結果の概要

(単位：者)

評価結果	総合評価	個別評価		
		①サービス向上・利用促進	②施設等の修繕・維持管理	③危機管理・組織体制
A評価 (優)	13 (21.3%)	13 (22.0%)	1 (1.7%)	—
B評価 (良)	43 (70.5%)	41 (69.5%)	44 (73.3%)	37 (61.7%)
C評価 (可)	5 (8.2%)	5 (8.5%)	15 (25.0%)	23 (38.3%)
D評価 (不可)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注) 1 ( )内は、各評価項目毎のA~D評価の構成比。

2 流域下水道の2指定管理者については、①サービス向上・利用促進が評価対象外。

3 金沢港金石地区船だまりについては、②施設等の修繕・維持管理、③危機管理・組織体制が評価対象外。

4 「③危機管理・組織体制」はB評価が上限。

#### (参考1) 利用者アンケートの結果

27年度は、流域下水道の2指定管理者を除く59の指定管理者において、利用者サービスおよび施設の維持管理の状況について、利用者アンケートを実施した。

利用者サービス、施設の維持・管理の両項目とも、「良い」、「概ね良い」を合わせた割合が95%以上となっており、利用者の視点から見ても概ね良好な管理・運営が行われたものと考えられる。

#### 利用者アンケート結果の概要

調査項目	良い	概ね良い	やや悪い	悪い
利用者サービス	59.6%	36.4%	2.8%	1.2%
施設の維持・管理	58.2%	37.6%	3.1%	1.2%

#### 4. 評価結果の活用

個別評価において、A評価となった取り組み内容については、今後全ての指定管理者に周知し積極的な取り組みを促すとともに、この評価結果や利用者アンケートにおける利用者の意見などを参考にしながら、適切な施設の管理運営に取り組むこととしている。

#### (参考2) 指定管理者制度導入効果

制度導入前と27年度における利用状況等を比較すると、全体として利用者数は約136万人の増加(36.4%増)、また、管理経費についても見直しを行ったことなどにより、実質的な県負担額は約3億7千万円減少(30.4%減)している。

(利用者数が増加した主な施設)

木場潟公園(約50万人増加)、西部緑地公園陸上競技場(約14万人)

	制度導入前 A	H27年度実績 B	増減 B-A=C	増減率 C/A
利用者数(人)	3,759,762	5,126,815	1,367,053	36.4%
実質県負担額(千円)	1,244,431	866,575	△377,856	△30.4%

(注) 制度導入後に新たに開設した、しいのき迎賓館、総合スポーツセンター、金沢港金石地区船だまり(プレジャーボート等の係留施設)を除く。

また、利用者数については、一部利用者数を調査できない施設を除く。